



国海安第83号  
平成20年8月26日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課  
秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

標記について、小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

# プレジャーボートの船体構造基準に係る船舶検査心得の一部改正について

平成 20 年 9 月  
海事局安全基準課

## 1. 背景及び改正の概要

- (1) 規制緩和推進 3 か年計画（再改定）（平成 12 年 3 月 31 日閣議決定）において、プレジャーボートの技術基準について「ISO においてプレジャーボート全般の規格が制定された後、国内技術基準の整合化を図る。」と定められているため、平成 17 年度及び 18 年度の日本小型船舶検査機構（JCI）における検討結果を踏まえ、プレジャーボートの船体構造、復原性等の主要技術基準について、小型船舶安全規則に規定する技術基準に代えて ISO 規格を適用できるよう、昨年、船舶検査心得について所要の改正を行ったところ。（平成 19 年 7 月 13 日国海安第 41 号）
- (2) 今般、上記船舶検査心得で引用している以下の規格が最終ドラフト（FDIS）から正式な ISO 規格として発行された。なお、ISO 規格として正式発行されるに際して内容の実質的変更はない。

ISO12215 -5: 2008

舟艇—スカントリング—第 5 部：設計水圧、許容応力、部材寸法の決定

ISO12215 -6: 2008

舟艇—スカントリング—第 6 部：設計及び構造の詳細

## 2. 改正の概要

小安則第 5 条（材料及び構造）及び第 6 条（工事）で引用している規格 ISO/FDIS 12215-5 及び ISO/FDIS 12215-6 を、それぞれ ISO12215-5: 2008 及び ISO12215-6: 2008 に改める。

以上

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>9-1 小型船舶安全規則 第2章 船体 (材料及び構造)</p> <p>5.0 (a)~(b) (略)</p> <p>(c) プレジャーボートの材料及び構造について、次の全てのISO規格に適合するもの (i), (ii)及び(iii)については、「scope (適用範囲)」が当該船舶に該当するものに限る。) は、本条の規定に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) ISO 12215-5:2008 「Small craft - Hull construction and scantlings - Part 5: Design pressures for monohulls, design stresses, scantlings determination (舟艇-スカントリ-ング-第5部:設計水圧、許容応力、部材寸法の決定)」</p> <p>(ただし、FRP積層材として「carbon fibre (カーボン繊維)」又は「aramid fibre (アラミド繊維)」を用いるものについては、材料の「mechanical properties (機械的特性)」及び「fibre content by mass (繊維重量含有率)」が「Annex C C.1.1 Evaluation level method 'E1-a'」によって決定されるものに限る。)</p>	<p>9-1 小型船舶安全規則 第2章 船体 (材料及び構造)</p> <p>5.0 (a)~(b) (略)</p> <p>(c) プレジャーボートの材料及び構造について、次の全てのISO規格に適合するもの ((i), (ii)及び(iii)については、「scope (適用範囲)」が当該船舶に該当するものに限る。) は、本条の規定に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) ISO/FDIS 12215-5:2006-08-24 「Small craft - Hull construction and scantlings - Part 5: Design pressures, design stresses, scantling determination (舟艇-スカントリ-ング-第5部:設計水圧、許容応力、部材寸法の決定)」</p> <p>(ただし、FRP積層材として「carbon fibre (カーボン繊維)」又は「aramid fibre (アラミド繊維)」を用いるものについては、材料の「mechanical properties (機械的特性)」及び「fibre content by mass (繊維重量含有率)」が「Annex C C.1.1 Evaluation level method 'E1-a'」によって決定されるものに限る。)</p>

改 正 案	現 行
<p>(v) ISO 12215-6:2008 「Small craft - Hull construction and scantlings - Part 6: Structural arrangements and details (舟艇—スカントリング—第6部:設計及び構造の詳細)」</p> <p>(工事)</p> <p>6.0 (a) 「工事」については、次によること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 5.0(c)に基づく船体 プレジャーボートの各部の工事について、次のISO規格全てに適合するものは、(1)～(4)にかかわらず本条の規定に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) ISO 12215-6:2008 「Small craft - Hull construction and scantlings - Part 6: Structural arrangements and details (舟艇—スカントリング—第6部:設計及び構造の詳細)」</p>	<p>(v) ISO/FDIS 12215-6:2006-11-07 「Small craft - Hull construction and scantlings - Part 6: Structural arrangements and details (舟艇—スカントリング—第6部:設計及び構造の詳細)」</p> <p>(工事)</p> <p>6.0 (a) 「工事」については、次によること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 5.0(c)に基づく船体 プレジャーボートの各部の工事について、次のISO規格全てに適合するものは、(1)～(4)にかかわらず本条の規定に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) ISO/FDIS 12215-6: 2006-11-07 「Small craft - Hull construction and scantlings - Part 6: Structural arrangements and details (舟艇—スカントリング—第6部:設計及び構造の詳細)」</p>